# 令和８年度　江戸川区立宇喜田小学校　人権教育 全体計画

### 人権に関する法令等
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約　等

### 学校の教育目標
- 学ぶ子
- やさしい子
- 元気な子

### 目標策定の方針
- 人権教育を通じて育てたい資質、能力を３つの側面（「知識的側面」「価値的、態度的側面」「技能的側面」）から捉え、人権に関する基本的な知識を確実に身に付けさせるとともに、自分と他者の人権を守ろうとする意欲や態度、及びその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力を培っていく。

### 人権教育の目標
- 学校の全教育活動を通して自分の大切さと共に他者の大切さも認めることができる児童を育てる。

### 人権教育に関する指導の実態把握
- 「いじめ」につながるいかなる事象も見逃さないという視点に立った共通実践を引き続き行っていく。

### 目指す幼児・児童・生徒像
- 人の考えをしっかり聞くことができる子
- 他者の思いに共感できる子
- 困っている友達を助けられる子

### 人権教育を通じて育てたい資質・能力
- 生命を尊重する態度、自分と他人の人権を尊重する態度
- 自他の違いを認めて受容する能力、他者と協力、協働できる能力

### 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
- 「自分事として捉え、人や場とつながる児童を育む」という校長の経営方針に基づき、「いじめ防止」を重点に掲げ、差別や人権侵害につながるものは小さなことでも、しっかり取り上げ、その早期解決を図っていく。
- 「いじめ防止」「かけがえのない命」を大切にするという観点に立って、生命尊重の精神を育成するための取組を重視する。

### 学年・学級経営
- 学校の教育目標や人権教育の目標に沿った学年・学級目標を設定し、学年・学級の児童に明示する。
- 一人一人の児童に目配りし、どの子も学級の一員としての存在感を味わえるようにする。
- 日々のトラブルに際しては当事者双方の話をしっかり聞き、納得のいく早期解決を図ることで、温かい人間関係を築くことができるよう力を尽くす。
- 保護者の思いや願いを受け止め、家庭との連携を図りながらよりよい学級作りを行っていく。

### 日常的な指導
- 「いじめ」は絶対に許さないという姿勢で、「差別的な言動」を見逃さず、学年、学級の枠にとらわれることなくその場で指導する。
- 他者の迷惑になるようなことはしないという点について校内ルールの遵守を図る。

### 教科等の指導
- 全教科の指導を通して想像力や共感的に理解する力、コミュニケーション能力の伸長を図る。
- 理科・生活科、特別の教科道徳の指導を通して生命尊重の態度を育む。
- 特別の教科道徳で、価値的・態度的側面から自分と他人との人権擁護を実践しようとする意識・意欲や態度を育む。

### 人権教育の年間指導計画作成のための方針
- 教科等の目標や内容を踏まえた上で、単元や題材全体に関わる人権教育の視点を明確にし、指導計画にその旨、位置付ける。
- 「いじめ防止」の観点に立った重点教材を選定し、計画的に指導していく。
- 児童が主体的に学習活動に参加し、互いに協力し合い、助け合いながら学習活動に取り組めるよう授業形態を工夫し、参加型、体験型の学習を多く取り入れるようにする。

### 迅速な対応
- 配慮を要する児童、気になる児童についての情報を共有し、随時ケース会議を開き、迅速な対応をとる。

### 校種間の連携
- 小中連携教育構想に基づき、小中共通の目標を達成していく。

### 家庭・地域・外部機関との連携
- 児童に、気になる行動や様子が見られた場合は、家庭に連絡し、共通理解と協力の下適切な解決策を探るようにする。外部機関（児童相談所など）との連携を積極的に進める。